

性同一性障害概念にもとづく 社会問題化におけるレトリカルな活動の展開

宮田りりい¹

第1章：問題の所在

トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なっていると認識する人）に関して、日本では1990年代半ばから現在に至るまで、性同一性障害概念にもとづく社会問題化が主流となってきた。そして、当該概念にもとづく社会問題化の結果としては、身体変容のための医療サービスの整備や戸籍上の性別変更のための法律制定等が実現している。だが、こうした結果に対しては、本人が望まない性のあり方への水路づけや、支援から周縁化された人々への不十分なサポートといった問題が指摘されているところである（たとえば、三橋2006、石田2008）。

本稿では、上記のような問題が生じる背景に注目しながら、関連文献のレビューを中心にこれまで日本において主流となってきた性同一性障害概念にもとづく社会問題化について考察を行う。

第2章：方法論

本稿では、中心的な分析の視座として社会問題に対する構築主義アプローチを採用する。そこで、まずはこのアプローチについて以下で確認していく。

社会問題に対する構築主義アプローチは、ベッカー（訳書2011）によるラベリング理論を社会問題論に援用したものである。「アウトサイダー——集団規則からの逸脱者——」（p.3）へのラベリング、すなわち集団による逸脱の定義に着目したベッカーは、以下のように説明している。

社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人々に適用し、彼らにアウトサイダーのラベルを貼ることによって、逸脱を生み出すのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが「違反者」に適用

¹ 宮田りりい（みやた りりい）。関西大学大学院文学研究科博士後期課程修了。

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

された結果なのである。(p.8)

つまり、逸脱とは集団による逸脱の定義の結果であり、さらにその背景には逸脱を定義する集団と「逸脱者」との間の非対称な権力関係が存在している。こうして、ラベリング理論はそれまで十分検討されることのなかった逸脱の定義をめぐる集団と「逸脱者」との間の相互作用や、両者の間の権力関係に目を向けるという新たな分析の視座を示したのである。そして、このラベリング理論を社会問題論に援用したのが、スペクター&キツセ（訳書 1992）による構築主義アプローチであった。彼らは、ラベリング理論に倣い人々による社会問題の定義に着目した上で、以下のように説明している。

社会問題とはある種の状態であるという考え方を捨てて、それをある種の活動として概念化しなければならない。この活動を、クレーム申し立て活動と名づける。(p.116)

つまり、彼らは社会問題を特定の「状態」としてではなく、それが問題であると主張する人々による「活動」として捉える。こうして、彼らによる構築主義アプローチは、従来の社会問題論のような社会問題の真偽ではなく、社会問題化をめぐる人々の相互作用や、それを通して特定の社会問題化が主流化する（あるいはしない）プロセスに注意を向けるという新たな分析の視座を示したのである。

このアプローチを採用した事例研究のひとつとして、ここでは社会問題化のレトリカルな活動の展開に注目したベスト（訳書 2006）による研究を参照したい。ベストは、議論の構造を解明しようとしたトゥールミン（Toulmin 1958）の理論を援用する形で、1980年代半ば以降アメリカで注目を集めた「行方不明の子ども」に関する社会問題化を前提・論拠・結論という3つの構造からなるものとして捉え、それぞれの過程で用いられたレトリックの分析を行った。そこで得られた知見は以下のとおりである。

第1に、クレイムメーカーたちは行方不明になることと危険にさらされることとを結びつける形で「行方不明の子ども」を定義し、さらにすべての子どもが被害者になり得ると主張することによって、多くの人々の利害関心を集めて行った。第2に、クレイムメーカーたちは「行方不明の子ども」をかけがえのない

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

存在や落ち度の無い被害者として位置づける一方、逸脱者や大衆文化を子どもに悪影響を与えるものとして位置づけることでクレームがより承認されやすい図式を描き出し、さらに政策の不備や被害者が保護される権利等を示した。第3に、クレームメーカーたちは「行方不明の子ども」に関する啓発活動だけでなく、予防の重要性について強調することに加え、当該問題に関する公的な努力や調査が不十分であるとして、社会統制政策や調査研究の要求も行った。

このように、社会問題化のレトリカルな活動の展開に注目することによって、特定の社会問題化がどのようなにして人々の関心や支持を集めようとしたのかを通史的に描き出すことが可能となる。そのため本稿でも、日本で主流となっている性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開について明らかにしていく。

第3章：分析

第1節：1990年代－性同一性障害概念の導入

性同一性障害は、APA（アメリカ精神医学界）による精神疾患リスト DSM の第3版（1980年発行）から掲載されるようになった医学概念であり、日本では1990年代半ばに導入された。当時、ある患者が埼玉医科大学総合医療センター形成外科の原科教授に「男性」への性転換手術（現在は性別適合手術と呼ばれる）の実施を求めたことに端を発し、原科教授は1995年に主任研究者として性転換治療の臨床的研究を同大学倫理委員会に申請した（山内 1999 pp.14-16）。これを受けて、精神科医の山内教授を筆頭とする同委員会では約1年にわたり性同一性障害について勉強・討議を重ね、1996年に性同一性障害の患者への医療的介入は正当であり、性転換手術も治療の一手段であるとする答申を発表した（p.48、p.111）。この答申において、性同一性障害は「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している」状態として定義された（埼玉医科大学倫理委員会 1996 p.317）。なお、上記の生物学的性／人格的性という二分法は、その後身体の性／心の性といったより単純化された形で世間に周知されていった。

さて、前述した埼玉医科大学倫理委員会による答申では、直ちに性転換手術を行うにはいくつかの問題点があるという判断のもと、当該手術に向けて①性同一性障害の診断・治療に関するガイドラインの策定、②各専門家による医療

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

チームの設置、③法整備を含む社会への働きかけといった付帯条件が付けられた（山内 1999 pp.75-76）。その後、これらの付帯条件をクリアするため、以下のような取組みが進められていった。

まず、埼玉医科大学では 1996 年に各領域の専門家からなる性同一性障害診療を専門とする医療チームであるジェンダークリニック²が設置され、さらに同年ジェンダークリニック連絡会議（翌年、ジェンダークリニック委員会へと名称変更）が発足、同クリニックに登録された症例の診断・治療について検討する体制が整備された（p.112）。次に、上記のガイドラインの策定に向けて、1996 年に日本精神神経学会は性同一性障害に関する特別委員会を設置、その翌年に同委員会は性同一性障害に関する答申と提言を行い、診断基準と治療に関するガイドラインを発表した（p.111）。さらに、この答申を受けて厚生省（当時）は、1997 年に医学界のガイドラインに沿った医療行為であれば優生保護法（現在の母体保護法にあたる）に抵触しないとする考えを表明し（宇佐美 1997 p.180）、その翌年には性同一性障害の外科的治療について了承した（山内 1999 p.111）。

以上のプロセスを経て、上記のジェンダークリニック委員会は 1998 年に埼玉医科大学倫理委員会に性転換手術の実施について申請し、同大学倫理委員会はこれを承認した（p.114）。こうして、1998 年にガイドラインに沿った厚生省も認める公的な形としては日本初の性転換手術が施行された（p.111）。

他方、こうした性同一性障害概念にもとづいて医療的支援を整備しようとする動きは当事者やその支援者たちからの支持も得たとされるが、そのことを示す上で引き合いに出されたのが自助・支援グループ「TS と TS を支える人々の会（翌年、TS と TG を支える人々の会へと名称変更。以下、TNJ）」による活動である（pp.82-84）。TNJ は、ジャーナリストの森野ほのほを中心に 1996 年に発足したグループであり、同年に前述した山内教授を招いた講演会を開催している（野宮 2004 pp.77-78）。また、この講演会には当事者やその家族、医療関係者らが参加し、さらに参加者からは活動の継続を望む声が多数寄せられ、TNJ はその後も継続的な催しの開催を行うことになった（p.78）。なお、TNJ のホームページ³によると、1996 年から 1999 年までの 3 年間だけでも 70 回以上のイベントを開催しており、当時いかに積極的な活動が展開されたかが窺える。

² ここではジェンダークリニックが、精神科医や形成外科医等を中心とする同一性障害診療のための医療チームとして説明されているが、一般的には当該診療のための専門外来を指す言葉としても使用される。

³ TNJ のホームページ（<http://www.tnjp.com>, 2017 年 12 月 14 日確認）

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
（『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

ただし、こうした社会問題化において中心となっていたのは、性同一性障害の説明原理にうまく適合する人々であったという点には十分留意しておきたい。たとえば、当時性転換手術を受けた人や診断・治療に関するガイドラインの策定に関わった医師たちの中には、性別に関する苦しみの強調や治療行為の正当化のために、性同一性障害者と（趣味や職業として性別を移行しているとみなされた）女装者やニューハーフとを差異化する者が存在した（三橋 2010 pp.167-179）。さらに、前述の TNJ においても同様の理由から、女装者やニューハーフを排除しようとする者が存在した（p.184）。これらの結果、性別を移行する／しようとする人々をめぐる、誰が支援対象としてよりふさわしい存在か否かといった中心-周縁化構造が生み出されていったのである。

このように、1990年代半ばから後半にかけての性同一性障害概念にもとづく社会問題化においては、性別の二分化にもとづき心身の性が一致しない性同一性障害という病気が存在するという単純で分かりやすい図式が示された上で、精神医学界を中心にその治療としての性転換手術は正当な医療行為であるというクレームが掲げられ、さらに当事者やその支援者たちもこれを支持していることが強調された。だが、そこでは性別に関する苦しみや治療の正当化のために、性同一性障害の説明原理にうまく適合しない人々が周縁化されていったのである。

第2節：2000年代——性同一性障害特例法の制定と性同一性障害概念の流行

性同一性障害に関する2000年代の主な出来事として、まずは戸籍上の性別変更のための法律制定が挙げられる。その契機となったのが、第6回アジア性科学学会（2000年）におけるシンポジウム「Transsexual, Law, Medicine in Asia 性転換の法と医学」の開催であった（針間 2007 p.25）。そこでの報告を受け戸籍上の性別変更の問題に関心を抱いた南野知恵子議員（当時）を中心に、同年自民党内に性同一性障害に関する勉強会が発足し、その勉強会は途中で中断期間をはさみながらも全6回開催された（南野 2004 pp.2-5）。なお、この勉強会では医学・法学関係者や当事者、法務省及び厚生労働省の関係課等からのヒアリング等を通して、性同一性障害の治療効果及び性同一性障害者の生活の質を高めるため、法的な対応も含め対処する必要があるといった認識が勉強会に出席した議員の間で共有されたと言う（p.5）。さらに、2003年3月に開催された最

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
 『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

後の勉強会では、性同一性障害の問題への立法的な対応を求める要望書が、日本精神神経学会・性同一性障害研究会・日本性科学会・日本看護協会・日本精神科看護技術協会・日本助産師会・FTM日本他関連2団体から提出された（p.5）。そして、これら一連の動きを背景に与党性同一性障害に関するプロジェクトチームが設置され、議員立法のための法律案がまとめられた後、同年性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、性同一性障害特例法）案が可決・成立した（pp.6-8）。その後、2004年に施行された性同一性障害特例法は、2006年にその検討条項をもとに見直しのための検討会が開かれ、2008年には「現に子がないこと」から「現に未成年の子がないこと」へと要件を変更するための骨子案がまとめられ、同年改正案の可決・成立へと至った（南野 2013 pp.209-211）。

以下（表1）は、性同一性障害特例法において定められた要件を分類的に示した谷口（2008）に倣い、同法の条文⁴(3)を参照しながら各要件についてまとめたものである。

表1. 性同一性障害特例法において定められた要件

分類名	要件
性同一性障害要件	「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する」ことについて「二人以上の医師」から診断されていること（同法第2条）
成年要件	「二十歳以上であること」（同法第3条第1項）
非婚要件	「現に婚姻をしていないこと」（同法第3条第2項）
子なし要件	「現に未成年の子がないこと」（同法第3条第3項） ※2008年の同法改正によって「現に子がないこと」から変更された。
生殖無能力要件	「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」（同法第3条第4項）
外性器近似要件	「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」（同法第3条第5項）

⁴ e-Gov 法令検索より（http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC100000111&openerCode=1, 2017年12月15日確認）

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

それでは次に、2000年代に性同一性障害概念やこの病気の深刻さがメディアを通してどう世間に浸透していったのかについて確認していきたい。まず、国民的学園ドラマとして知られる「3年 B組金八先生」の第6シリーズ（2001-2002年 放映）では、性同一性障害に苦しむ中学生の役を俳優の上戸彩が演じ反響を呼んだ。なお、この役のモデルとなったのは、性同一性障害者のためのミニコミ誌『FTM 日本』主宰の作家であり、男性へと移行する FtM (Female to Male) の当事者でもある虎井まさ衛であった。次に、人気若手俳優たちが共演した青春ドラマ「ラスト・フレンズ」(2008年 放映) では、俳優の上野樹里が性同一性障害に悩むモトクロス選手の役を演じて話題となった。

上記のテレビドラマ以外では、当事者を中心とする記者会見や運動等がメディアの注目を集めた。たとえば、2001年には前述した虎井が呼びかけ人となり、(虎井を含め)国内外で性転換手術を受けた6名による戸籍上の性別訂正を求める一斉申し立てが行われ、これに当たり記者会見も開かれた(虎井 2003a pp.50-54)。なお、その翌年・翌翌年と相次いで上記の申し立て却下の報が続き、それぞれの却下理由はおおよそ「生まれつき性染色体や性器などに目に見える異常がない者の性別を訂正するためには、やはり立法に委ねるべきである」という点で共通していたと言う(虎井 2003b p.211)。また、2002年には全国モーターボート競走会連合会が開いた記者会見の場で、競艇選手の安藤千夏が安藤大将へ改名することと、同選手が性同一性障害のため男子選手扱いを希望する経緯、さらに同連合会が疾病を理由とするその申し出を受け入れ、同選手を男子扱いとすることが発表された(安藤 2002 pp.139-147)。その後2003年には、性同一性障害の当事者団体である「性同一性障害をかかえる人々が、普通に暮らせる社会をめざす会(現在、一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会)」が設立され、同会のメンバーは当時の法務大臣と面会して戸籍上の性別変更に係る法律策定について訴えた(山本 2010 pp.75-76)。さらに同年、性同一性障害者が直面する問題全般の緩和・解決を目指して国会議員への陳情活動等に取り組む NAO のそら色リボン運動⁵が積極的に展開された(虎井 2003 pp.148-149)。同年には他にも、男性から女性へと移行した上川あや(2007)が性同一性障害であることを公表した上で世田谷区議会議員に立候補・当選し、

⁵ NAO のそら色リボン運動を展開した NAO の会のホームページ

(<http://naonokai.fc2web.com/>, 2017年12月27日確認)によると、NAOとは「3年 B組金八先生」に登場した性同一性障害の中学生(鶴本直)の名前に由来している。また、そら色リボンには誰もが青い空のもとで安心して生きられるように、私は性同一性障害の当事者と共にありますというメッセージが託されている。

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
（『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39）

選挙事務所内には大勢のマスコミが集まった（pp.29-31）。

以上、2000年代では性同一性障害の治療効果や患者の生活の質を高めることを理由に、戸籍上の性別変更のための法律制定を求めるクレームが掲げられ、その後急速な形で性同一性障害特例法の施行へと至った。ただし、この法律は多様な性のあり方を尊重すると言うよりは、医師による性自認を病気とする診断や性別適合手術の強要、結婚や親子のあり方への介入等、むしろ性別の二分化にもとづく固定的な性役割モデルを改めて押し付けるというものであった。また、メディア等を通してこの病気の深刻さがよりいっそう世間に周知されていたが、そこでは当該概念にもとづく社会問題化の言わば顔して掲げられたのが、どちらかと言えば男性へと移行する／しようとする人々の方であった。なお、この要因としては、以下の2点が考えられる。

第1に、この社会問題化において男性へと移行する／しようとする人々の方が、周囲からの支持を集めやすい同情を誘う当事者像により適格的だったからである。実際、前述した2本のテレビドラマでは、性同一性障害の登場人物が自身の性のあり方に悩み苦しむ様子が描き出された。これに対して、女性へと移行する／しようとする人々はすでにメディアで活躍していた女装・ニューハーフ像と結びつきやすいものであり、そこで取上げられる当該集団の姿は、時に華やかで、時に饒舌で、どちらかと言えば同情の涙よりも笑いの涙を誘うものであり、上記のような当事者像にうまく適合するものではなかった。

第2に、女性へと移行する人々の側には、性同一性障害概念にもとづく支援へのニーズがより少なかったからである。当該概念にもとづく支援が整備される以前から、女性へと移行する人々の側には自助グループとしての機能を備えたそれなりの規模のコミュニティが存在し、さらに脱毛・美容整形・ホルモン療法・性別適合手術といった身体変容のための医療サービスを受けることが出来るクリニックとのつながりも構築されていた。なお、こうしたクリニックにおける医師と患者とのやりとりは、はるな（2009）やNPO法人関西GIDネットワーク（2016）といった著書の中に見て取ることが出来る。

加えて、これらの背景としての男女で非対称なジェンダー構造についても指摘しておきたい。まず、女装・ニューハーフの人々が華やかであったり饒舌であったりするのには、それらがショーや会話によって相手を楽しませるという彼女たちの職能だからであるが、さらに言えばその職を支えていたのは、「元男」であることを売りにするサービスの提供によってそれなりに稼げるだけの需要が

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
（『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39）

あったからである。これに対して、男性へと移行する人々の場合は「元女」であることを売りにするサービスの需要が乏しく、商業規模も女装・ニューハーフ業界に比べればはるかに小さいものであった。次に、女性へと移行する人々の側にそれなりの規模のコミュニティが存在していたことにも、男女で非対称なジェンダー構造が影響していたと推察される。たとえば、女装者の場合は男性としての日常生活における稼ぎを元手に女装系商業施設を利用出来たために、またニューハーフの場合は上記の需要から飲食店や性風俗店等で働くことが出来たために、当事者たちが集まりそれなりの規模のコミュニティを形成することが出来たと考えられる。

第3節：2010年代 —教育における支援と LGBT 概念の流行及び保険適用に係る報道

性同一性障害に関する2010年代（ただし、2018年1月現在まで）の主な出来事としては、教育における支援と LGBT 概念の流行、そして性別適合手術に対する公的医療保険適用に係る報道が挙げられる。

まずは、教育における支援について確認していきたい。教育におけるトランスジェンダー支援に係る取組みは、すでに2000年代から存在していた。たとえば、2001年に結成されたセクシュアルマイノリティ教職員ネットワークのメンバーたちが執筆した教科書的著書『セクシュアルマイノリティ』（池田他 2003）の出版や、法務省・文部科学省による性同一性障害者に対する偏見や差別意識の解消を人権課題の1つとして明記した『人権教育・啓発白書』（2004）の発行、2006年以降継続されているトランスジェンダー生徒交流会（土肥 2014 p.76）の開催等が挙げられる。だが、当該支援について国による取組みが積極的に展開されるようになったのは、2010年以降のことであった。

以下（表2）は、教育における国のトランスジェンダー支援に係る動向について、文部科学省（2010、2014、2015、2016、2017）及び内閣府（2012）による資料をもとに筆者がまとめたものである。

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
 (『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

表 2. 2010年以降の教育における国のトランスジェンダー支援に係る動向

年	担当府省	内容
2010	文部科学省	性同一性障害の児童生徒に関する教育相談及びその対応が広く報道されたことを受けて、各都道府県の教育委員会等へ「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」と題した文章を通知。
2012	内閣府	『自殺総合対策大綱』を閣議決定。同大綱に「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」と明記。
2014	文部科学省	学校における性同一性障害に係る対応に関する調査を全国で実施。
2015	文部科学省	各都道府県の教育委員会等へ「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」と題した文章を通知。
2016	文部科学省	教職員向け周知資料『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』を公表。
2017	文部科学省	いじめの防止等のための基本的な方針を改訂し、別添資料に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」と明記。

次に、LGBT 概念の流行について確認していきたい。当該概念は、性的指向のあり方を表す Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）と、性自認のあり方を表す Transgender（トランスジェンダー）の頭文字を取った言葉であり、2012年に『週刊ダイヤモンド』と『東洋経済』がLGBTを特集したことに端を発し⁶、その後急速な形で世間に浸透していった。さらに、当該概念は10年ぶりに改訂された岩波書店の『広辞苑』（新村出記念財団 2018）に新たに加えられたことでも注目を浴びた。ただし、「身体の性と自己認識としての性とが一致しないこと」（p.2127）、「こころの性とからだの性と不一致」⁷というように、しばしばトランスジェンダーは性同一性障害（者）と同義であるかのような形で説明されている。そもそも、トランスジェンダーとは脱（精神）病理化を焦点とする当事者運動から生まれた概念である（東 p.14）。すなわち、医学界から生まれた性同一性障害概念とは、その出自も意味合いも明確に

⁶ HUFFPOST の記事（http://www.huffingtonpost.jp/2017/04/25/junko-mitsunashi_n_16222104.html, 2017年12月21日確認）

⁷ 法務省のホームページにおける人権に係るコンテンツ

（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html, 2017年12月27日確認）

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

異なっている。それにも関わらず、日本ではこうした差異を明確にすることなく社会問題化が展開される傾向にある。

最後に、性別適合手術に対する公的医療保険適用に係る報道について確認しておきたい。2017年11月、厚生労働省が性同一性障害者を対象とする性別適合手術について、来年度から公的医療保険の適用対象とする方向で検討に入ったことが報道された⁸。加えて、そこでは当該手術に高額な医療費を要することが引き合いに出され、経済的負担を軽減する必要性が強調された。

以上、2010年代ではまず、性同一性障害に係る児童生徒に対する特別な対応が自殺予防やいじめ防止のもとで正当化されながら第一義的なクレームとして掲げられた。なお、ここではこうした国による取組みがトランスジェンダー支援と言うよりも、性同一性障害概念にもとづく言わば性同一性障害支援という形で展開された点に留意しておきたい。次に、LGBT概念の流行に伴い、その内の1つであるトランスジェンダーも世間に浸透するようになったが、そこでは性同一性障害（者）との差異を明確にしない形で説明する傾向を見出すことが出来た。最後に、性別適合手術の公的医療保険適用の報道において、当該手術に高額な医療費を要することが引き合いに出され、経済的負担軽減の必要性が強調された。ただし、こうした国の動きに対して当事者たちの側からは経済的負担軽減を支持する声だけでなく、性同一性障害特例法から手術要件を撤廃しないまま経済的負担を軽減すれば、戸籍上の性別変更のために望まない（あるいは十分検討しない）形で当該手術を受けてしまう人が増えることを懸念する声⁹も挙がった。

第4章：まとめと考察

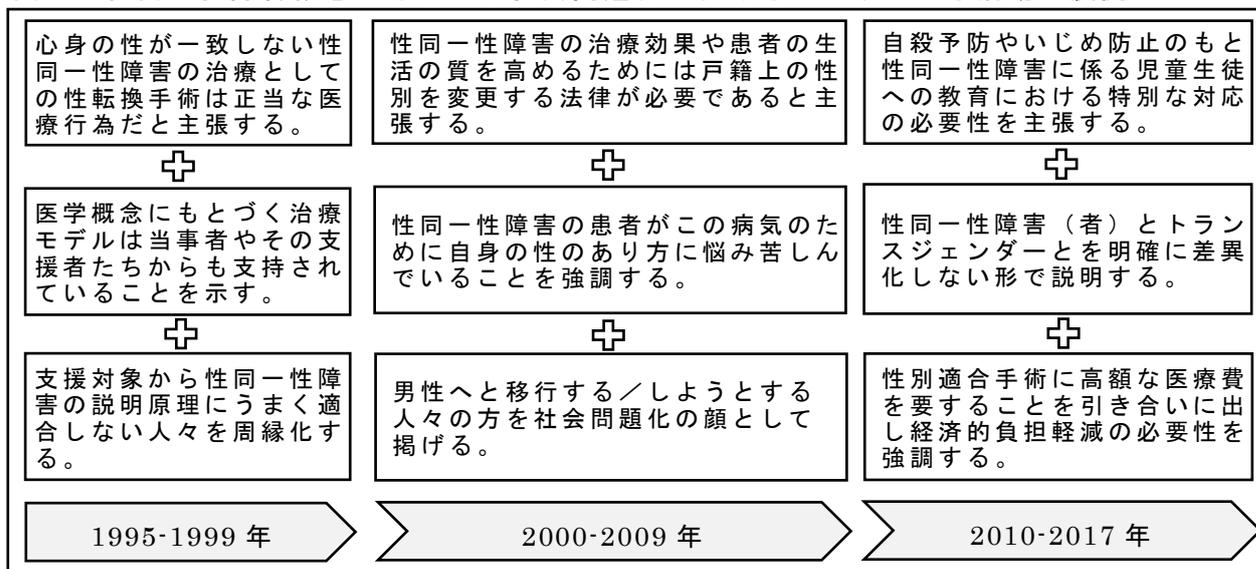
第1節：性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動

本節では、これまでに確認した内容のまとめを行う。そこで、以下（図1）を参照しながら、性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開について通史的に整理していく。

⁸ 毎日新聞の記事（<https://mainichi.jp/articles/20171129/k00/00m/040/165000c>, 2018年1月18日確認）

⁹ 共同通信の記事（<https://this.kiji.is/325530291558974561>, 2018年1月18日確認）

図 1：性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開



第1に1990年代半ばから後半では、心身の性が一致しない性同一性障害という病気が存在するという単純で分かりやすい図式が示された上で、その治療としての性転換手術は正当な医療行為であるというクレームが掲げられ、さらに当事者やその支援者たちもこの治療モデルを支持していることが示された。その結果、ガイドラインに沿った厚生省も認める公的な形としては日本初の性転換手術が実施されるに至った。だが一方で、性別に関する苦しみや治療の正当化のために、性同一性障害の説明原理にうまく適合しない人々は周縁化されていった。

第2に2000年代では、性同一性障害の治療効果や患者の生活の質を高めることを理由に戸籍上の性別変更のための法律制定を求めるクレームが掲げられると共に、メディア等を通してこの病気の深刻さが世間に周知された。さらに、ここではどちらかと言えば男性へと移行する/しようとする人々の方が、社会問題化の顔として掲げられた。

第3に2010年代では、自殺予防やいじめ防止のもと性同一性障害に係る児童生徒に対する特別な対応が第一義的なクレームとして掲げられ、またLGBT概念の流行に伴いトランスジェンダーが世間に浸透するようになった。だが、ここでは医学概念である性同一性障害と非医学概念であるトランスジェンダーとが明確に差異化されない形で説明されるという傾向を見出すことが出来た。さらに、性別適合手術の公的医療保険適用について、当該手術に高額な医療費を要することが引き合いに出され、経済的負担軽減の必要性が強調された。

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

このように、1990年代半ばから現在に至るまでの性同一性障害概念にもとづく社会問題化では、医学界を中心に性同一性障害者の深刻さやその支援の正当性が掲げられ、さらにそれらは当事者やその支援者、メディア等の後押しを受けながら世間に周知され、多くの人々からの支持を集めるに至ったのである。

第2節：性同一性障害概念にもとづく社会問題化の超克に向けて

すでに述べたとおり、性同一性障害概念にもとづく社会問題化の結果に対しては、本人が望まない性のあり方への水路づけや、支援から周縁化された人々への不十分なサポートといった問題が指摘されているところである。それでは、今後は医学概念である性同一性障害ではなく、たとえばそれへの反発として生まれた非医学概念であるトランスジェンダーにもとづく社会問題化を展開すればこうした問題が解決へと向かうのかと言うと、そう単純には行かないだろう。なぜなら、これまで主流であった社会問題化において性同一性障害とトランスジェンダーとが混同される傾向にあったように、概念の名称が変わっただけで実質的には従来主流となってきた社会問題化と同様の展開が継続するという可能性が考えられるからである。そこで、以下ではここまでの議論を踏まえながら、性同一性障害概念にもとづく社会問題化の超克に向けて今後問い直すべきと思われる点について考察を行う。

第1に、性別には男／女しか存在しないと考える性別二元論である。たとえば、日本独自の概念に性同一性障害への反発と共に結果でもあると指摘されるXジェンダーが存在する（デール 2016 p.65）。なお、同じく性同一性障害への反発として生み出されたトランスジェンダー概念が存在していたにも関わらず新たにXジェンダー概念が生み出されたのは、MtF または FtM に下位分類されるといった形で、トランスジェンダー概念もまた性別二元論の影響を色濃く受ける傾向があったからだと考えられる。すなわち、Xジェンダーは性同一性障害への反発や結果というだけでなく、性別二元論から自由になることが困難であったトランスジェンダー概念への反発や結果でもあったと言えよう。そして、このように男／女のどちらか一方に限定されない性のあり方も存在することを想定しなければ、たとえトランスジェンダー概念にもとづく社会問題化を展開したとしても、依然として出生時に割り当てられた性別とは反対の性別になることを目指して性別移行する人々だけをふさわしい支援対象として中心化し、それ以外の人々を周縁化する構造が繰り返されることになるだろう。

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

第2に、望ましい男らしさ／女らしさが存在すると考える性のダブルスタンダードである。従来の性同一性障害概念にもとづく社会問題化では、（男／女という）性別カテゴリーそのものと（複数の男性性／女性性という）そこに意味づけられた内容とがほとんど区別されてこなかった。それゆえ、性同一性障害支援においても、望みの性別で生きるためにはその性別としてのスタンダード、すなわち周囲から期待された固定的な性役割モデルの体現が当然視される傾向にあったのである。だが、たとえば男であろうと思っけていても、どういふ男性性を体現したい／したくない（あるいは、体現出来る／出来ない）かは個人やその時の状況によって異なる可能性があるため、性のダブルスタンダードの体現を求めることは望まない性のあり方の抑圧につながりかねない。今後は、性のダブルスタンダードを当然視する社会の側にもよりいっそう注意を向けていくことが重要であると言えよう。

第3に、人には心の性に対応する形でからだの性が存在すると考える、心身二元論である。この考え方に依拠する従来主流となってきた社会問題化には、心身の不一致をトランスジェンダーが直面する最も深刻な問題として位置づけようとする傾向が見られる。だが、たとえば海外では、トランスジェンダーがスティグマを伴って暴力、貧困、HIV 感染症等に対して脆弱な状況に置かれていることが指摘されている（Winter,S. 2012）。今後、心身の性の不一致という問題提起のあり方を改めて見つめ直すと共に、従来日本においてあまり関心が向けられてこなかった上記のような問題がどうなっているかを解明していくことが期待される。

<参考文献>

- Becker, Howard S.,1963,*Outsiders : studies in the sociology of deviance*,Free Press. (=2011,村上直之訳『アウトサイダーズ』新泉社)
- Best, Joel.,1987,“*Rhetoric in Claims-Making:Constructing the Missing Children Problem.*” *Social Problem* 34-2,pp.101-121. (=2006,足立重和訳,「クレイム申し立てのなかのレトリックー行方不明になった子どもという問題の構築」『新版 構築主義の社会学 実在論争を超えて』,世界思想社,pp.6-51.)
- Byrne, Jack., 2015,「トランスの健康は人権問題である」『現代性教育研究ジャーナル No.52』,日本性教育協会, pp.2-9.

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
（『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

土肥いつき,2014,『「ありのままのわたしを生きる」ために』,日本性教育協会
針間克己,2007,「特例法はどのようにしてできたのですか?（成立に向けた動き）」『プロブレム Q&A 性同一性障害と戸籍【性別変更と特例法を考える】』,
緑風出版, pp.23-29.

はるな愛, 2009,『素晴らしき、この人生』,講談社

池田久美子・岡部芳広・木村一紀・黒岩龍太郎・高取昌二・土肥いつき・宮崎留
美子, 2003,『セクシュアルマイノリティ ー同性愛、性同一性障害、インター
ーセックスの当事者が語る人間の多様な性』, 明石書店

石田仁, 2008,「性同一性障害の何が問題か」『性同一性障害——ジェンダー・医
療・特例法』, お茶の水書房, pp.273・pp.288.

麻姑仙女, 1996,「現在日本で TG が直面する問題点」『クリア・スタディーズ
‘96』, 七つ森書館, pp.99.-107.

三橋順子, 2006,「往還するジェンダーと身体 ートランスジェンダーを生きる
ー」『身体をめぐるレッスン1 夢みる身体』, 岩波書店, pp.53-80.

三橋順子,2010,「トランスジェンダーをめぐる疎外・差異化・差別」『差別と排
除の〔いま〕 第6巻 セクシュアリティの多様性と排除』, 明石書店, pp.161-
191.

文部科学省, 2010,「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」
（通知）([http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/
1348938.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1348938.htm), 2016年9月2日確認)

文部科学省, 2014,「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査に
ついて」
（[http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/
___icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1322368_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1322368_01.pdf), 2016年9月2日確認）

文部科学省, 2015,「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実
施等について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm,
2016年9月2日確認)

文部科学省, 2016,「性同一性障害や性的指向・性自認に係る, 児童生徒に対す
るきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」
（[http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/___icsFiles/afieldfile/2016/
04/01/1369211_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/___icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf), 2016年9月2日確認）.

文部科学省, 2017,「いじめの防止等のための基本的な方針」

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf, 2017年12月27日確認)

内閣府, 2012, 「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/honbun.pdf>, 2017年12月27日確認)

野宮亜紀, 2004, 「『性同一性障害』を巡る動きとトランスジェンダーの当事者運動 Trans-Net Japan (TSとTGを支える人々の会) の活動史から」『日本ジェンダー研究』No.7, pp.75-91.

南野知恵子, 2004, 「性同一性障害者性別特例立法に関する取組と経緯」『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』, 日本加除出版, pp.2-13.

南野知恵子, 2013, 「性同一性障害者性別取扱特例法に関する取組みと経緯」『性同一性障害の医療と法——医療・看護・法律・教育・行政関係者が知っておきたい課題と対応』, メディカ出版, pp.204-212.

NPO 法人関西 GID ネットワーク, 2016, 『走る五人の医師 性同一性障害専門医たちの十年』, パレード

埼玉医科大学倫理委員会, 1996, 「『性転換治療の臨床的研究』に関する審議経過と答申」『埼玉医科大学雑誌』第23巻第4号, pp.313-329.

新村出記念財団, 2018, 『広辞苑』(第7版第1刷 普通版), 岩波書店

Sonja Pei-fen Dale, 2016, 「Xジェンダーの登場—1人のケースからXジェンダーについて考える」『Xジェンダーって何?』, 緑風出版, pp.58-67.

Spector, Malcolm and John I. Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*. Menlo Park, CA: Cummings Publishing Company. (=1992, 村上直之 中河伸俊 鮎川潤 森俊太訳『社会問題の構築』, マルジュ社)

谷口洋幸, 2008, 「性同一性障害特例法の再評価——人権からの批判的考察」『性同一性障害 ジェンダー・医療・特例法』, pp.249-272.

虎井まさ衛, 2003a, 『男の戸籍をください』, 毎日新聞社

虎井まさ衛, 2003b, 「わが国の『性同一性障害』をめぐる社会的変遷」『語り継ぐトランスジェンダー史』, 十月舎, pp.207-220.

Toulmin, Stephen Edelston, 1958, *The Uses of Argument*, Cambridge: Cambridge University Press.

Winter, Sam, 2012, *Lost in Transition: Transgender People, Rights and HIV*

性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開（宮田りりい）、
（『倫理学論究』、vol. 5, no. 1, (2018), pp. 23- 39)

Vulnerability in the Asia-Pacific Region, United Nations Development Programme, http://www.undp.org/content/dam/undp/library/hiv_aids/UNDP_HIV_Transgender_report_Lost_in_Transition_May_2012.pdf, 2017 年 11 月 12 日 確認

山内俊雄, 1999, 『性転換手術は許されるのか 性同一性障害のあり方』, 明石書店